

平塚市成年後見制度市長審判請求実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症高齢者、知的障がい者又は精神障がい者の福祉の増進を図るため、民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見制度について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき市長が行う後見開始、保佐開始、補助開始等の審判の請求（以下「市長審判請求」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(審判請求対象者)

第2条 市長審判請求の対象者（以下「審判請求対象者」という。）は、原則として、本市に住所を有する者（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める者）のうち、判断能力が不十分で、身寄りがない等の場合であって、当事者による審判の請求が期待できないと市長が認める者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている場合 実施機関が本市となる者
- (2) 措置入所者である場合（前号に掲げる場合を除く。） 本市が入所措置を行った者
- (3) 介護保険制度による被保険者である場合（第1号に掲げる場合を除く。） 保険者が本市となる者
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく援護を受けている場合（第1号に掲げる場合を除く。） 実施主体が本市となる者

2 前項各号に掲げるもののほか、審判請求対象者と市長が認める基準については、生活保護法に基づく保護の実施責任の例によるものとする。

(市長審判請求の要請)

第3条 次に掲げる者は、審判請求対象者がいると判断したときは、市長に対し市長審判請求を行うよう要請することができるものとする。

- (1) 審判請求対象者の日常生活の援護者（親族以外の者に限る。）
- (2) 児童委員及び民生委員
- (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める社会福祉事業に係る施設等の長又

は福祉事務所の長

- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護保険施設その他これに類する施設の長
- (5) 地域保健法（昭和22年法律第101号）に定める保健所の長
- (6) 医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院又は診療所の長

2 前項の規定により市長審判請求の要請をしようとする者は、平塚市成年後見利用支援センター（平塚市成年後見利用支援センター設置規則（平成26年規則第40号）の規定により設置する平塚市成年後見利用支援センターをいう。）へ事前に相談の上、成年後見制度における市長審判請求要請書（第1号様式。以下「要請書」という。）を市長に提出するものとする。ただし、虐待等、緊急な理由があると市長が判断した場合は、この限りではない。

3 前項の本文の場合において、平塚市成年後見利用支援センターが、審判請求対象者のケース検討が必要と判断した場合には、ケース検討後に要請書（第1号様式）及び意見書（ケース検討の結果が記載されているもの）を市長へ提出するものとする。

（市長審判請求の担当課）

第4条 前条に規定する要請書の提出があった場合には、原則として、次の各号に掲げる審判の請求の区分に応じ、当該各号に掲げる課（以下「担当課」という。）が、成年後見調整会議に意見を聴く手続を行うこととする。

- (1) 老人福祉法第32条の規定による審判の請求 高齢福祉課
- (2) 知的障害者福祉法第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2の規定による審判の請求 障がい福祉課

（市長審判請求の決定等）

第5条 市長は、第3条に規定する要請を受けたときは、成年後見調整会議において、次に掲げる事項を確認し、及び総合的に考察し、市長審判請求の可否を決定するものとする。

- (1) 審判請求対象者の事理を弁識する能力の程度
- (2) 行政等が行う各種施策及びサービスの活用による審判請求対象者に対する支援策の効果
- (3) 審判請求対象者の親族の存否、当該親族による審判請求対象者保護の可能性及び当該親族が審判の請求を行う意思の有無

(4) 審判請求対象者の生活、資産及び収入状況

(5) 望ましい後見候補者及び当該候補者を選んだ理由

2 市長は、市長審判請求の決定の結果を、成年後見制度における市長審判請求要請に関する決定通知書（第2号様式）により当該要請人に通知するものとする。

3 成年後見調整会議において、必要と認めるときは、第1項各号に掲げる事項及び市長審判請求の可否のほか、次の各号に掲げる事項を検討する。

(1) 財産管理、契約を伴うサービスの必要性等、審判請求対象者の福祉を図るために必要な支援策

(2) 審判請求対象者の置かれている状況等から緊急に対応が必要な場合は、関係法令に基づく入所等の措置

(費用負担)

第6条 市長は、市長審判請求について、家事事件手続法（平成23年法律第52号。以下「法」という。）第28条第1項の規定により、審判の請求に要する費用（以下「審判請求費用」という。）を負担するものとする。

(審判請求費用の求償)

第7条 市長は、原則として、前条の規定に基づき負担した審判請求費用について当該審判請求費用の求償権を得るため、法第29条第1項の規定により、審判請求対象者に当該審判請求費用を負担させる旨の申立てを家庭裁判所に対し行うものとする。

(利息)

第8条 前条の規定に基づき審判請求対象者が負担する審判請求費用に対する利息は、無利息とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市長審判請求に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 平塚市成年後見制度運営事業実施要綱（平成18年10月1日施行。次項において「旧要綱」という。）は、廃止する。

3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定によりされている審判の請求及び審判の請求に係

る申立ての要請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の平塚市成年後見制度市長審判請求実施要綱第3条第2項の規定により要請書を提出した者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。